

## 控訴趣意(理由)書

広島地方裁判所令和7年(レ)第47号損害賠償請求控訴事件  
原審:庄原簡易裁判所令和7年(ハ)第4号損害賠償請求事件  
令和7年11月10日作成 広島地方裁判所民事1部 御中

控訴人(原告) 高野邦夫

被控訴人(被告) 津田廣雄

## 記

## 第一.始めに

上記当事者間の令和7年(ハ)第4号損害賠償請求事件について、令和7年10月14日に言い渡され、翌15日に交付送達を受けた判決は全部不服であったから令和7年10月20日に控訴した。なお「控訴趣意書(理由書)は追って提出する」としたので控訴趣意(理由)書を提出する。

## 第二.原判決の却下理由

- 1.原判決は、「別訴二件の不法行為(民法709条)による損害賠償請求事件の確定判決と、訴訟物が同一であるから不適法である」と判示する。
- 2.しかしながら、具体的な事件で訴訟物の同一性の判断は、訴訟の内容・当事者・請求の原因などが同一であるかを基準に判断されるべきで、損害賠償金の請求だからといって、それだけで同一だとは言えないのは明らかである。
- 3.就中、「請求の原因」は同一では無い。原審の請求の原因は債務不履行(民法415条)による請求、即ち確定債権であり金額が確定しているもので、別訴二件の不法行為(民法709条)による不確定金額の請求ではなく、その法的性質が全く異なるのである。
- 4.なお強制執行するか否か、弁済供託を受諾するか否かは債権者の任意であり、義務ではない。

張をしている。

この点、原告の前記第2の1(1)の請求は別訴第1事件における請求と、また、同(2)の請求は別訴第2事件における請求と、いずれも訴訟物が同一である。そうすると、前記第2の1(1)の請求については別訴第1事件において、同(2)の請求については別訴第2事件において、それぞれ請求を認容する確定判決を得ているにもかかわらず、更に同請求について認容判決を得る必要があると認めることはできず、同請求に係る訴えは、訴えの利益を欠き、不適法なものであるというべきである。

原判決3頁より引用

★民法第四一五条一項(債務不履行による損害賠償)

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

★民法第七〇九条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

★民事訴訟法第一四二条(重複する訴えの提起の禁止)

裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

第三. 結 語

一般に民事訴訟法第一四二条(重複する訴えの提起の禁止)には次のような理由が挙げられるが、本訴に関しては実質的に①～③の趣旨に反するとは考えられない。

①被告にとって応訴の負担が二重になる

②裁判所にとっても訴訟経済に反する

③最初の裁判と矛盾した判決が出たら、司法への信頼が根底から揺らいでしまう

こ う の く に お  
以上原告 高 野 邦 夫